

# みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年12月11日 午後1時30分～午後1時55分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 19名 欠席者 0名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 非農地証明の交付について

2. 農地法第18条第6項の規定による通知について

3. 使用貸借解約通知について

4. 閉 会

出席委員（19名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 野 田 一 徳  
3番 永 江 三 夫  
5番 河 野 和 夫  
7番 河 野 順 大  
9番 岡 田 佳 子  
11番 松 藤 忠  
13番 長 岡 直 行  
15番 北 原 喜 博  
17番 前 原 新  
19番 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

2番 日 高 徳 久  
4番 江 寄 徳 光  
6番 中 村 正 治  
8番 加 藤 和 己  
10番 木 下 正 信  
12番 東 政 廣  
14番 倉 吉 大 作  
16番 田 崎 明  
18番 松 尾 京 子

欠席委員（0名）

出席推進委員（18名）

座席番号 氏 名

21番 藤 木 茂 光  
23番 高 尾 芳 樹  
25番 山 下 勝 敏  
27番 大 塚 育 久  
29番 松 尾 一 則  
31番 坂 梨 正 充  
33番 山 下 信 介  
35番 野 中 勝 吉  
37番 渡 邊 哲 司

座席番号 氏 名

22番 井 上 正 光  
24番 境 秀 作  
26番 釘 嶋 房 男  
28番 上 原 充  
30番 柿 原 廣 典  
32番 河 野 通 成  
34番 城 敬 介  
36番 平 木 啓 喜  
39番 坂 口 昌 義

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 平 野 寿 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

## 午後1時30分 開会

### ○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和5年12月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

### ○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

### ○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

### ○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

推進委員は、18名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号12番東政く委員、同じく19番松尾京子委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の平野寿美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

### ○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり

です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○37番（渡邊）

申請書並びに現地確認しました。特に問題ありません。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第32号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（大塚）

現地を確認しました。何ら問題ないと思います。皆さんの審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第32号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

**○事務局（東）**

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見ををお願いします。

**○34番（城）**

整理番号3番について、11月28日、地元農業委員、推進委員で申請書及び現地等を確認しました。これは親から子への贈与でありまして、耕作もされております。地元委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議方よろしくをお願いします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第32号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。都市計画法の用途地域に位置する第三種農地に貸資材置場を建設するために転用するものです。

北は雑種地、西は田・畑、南は宅地、東は畑・宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○26番（釘嶋）

12月6日に農地委員さんと地元委員とで現地及び書類の確認をしましたところ、問題ないと思われますので、皆様の慎重審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（江寄）

農地委員としても特に問題ないと思います。皆様の審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第33号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号2番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。都市計画法の用途地域に位置する第三種農地に車庫を建設するために転用するものです。北は道路、西は宅地、南は畑、東は畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、側溝及び溜柵を設置します。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見ををお願いします。

**○22番（井上）**

去る6日に現地並びに書類、検討いたしました結果、特に問題なかったと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（徳永）**

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

**○農地委員（江崎）**

書類、それから現地確認いたしました。特に問題ないと考えております。皆様の審議よろしく願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第33号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

**○事務局（田中）**

整理番号3番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。



農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に納骨堂を建設するために転用するものです。

北は雑種地、西は道路、南は雑種地、東は墓地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、側溝及び溜柵を設置します。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見ををお願いします。

**○27番（大塚）**

現地を確認しましたが、何ら問題ないと思います。皆さんの審議をよろしくをお願いします。

**○議長（徳永）**

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

**○農地委員（江崙）**

この土地は崖崩れによってどうも災害を受けたみたいです。それで、今現在、仮設道路が通ってしまっていて、まだこの資料9ページのような絵ができる状態ではございませんでした。

そういうことで、農地委員としても特に問題ないと考えております。審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第33号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号4番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に貸駐車場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

北・西・南は宅地、東は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については既存側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○32番（河野）

今月の6日に農地委員の皆さん、事務局、地元委員で現地を確認いたしました。地元推進委員としましては何ら問題ないと考えております。皆様方の御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（江崎）

先ほども説明ありましたが、周りが道路、東側が道路で、その土地の周囲が全部会社の敷地になっておりました。駐車場がないということでここに書いてございますけども、我々が調査へ行ったときも大きな車が入ってきて、出るときにちょっと危なかったんですけど、そういうことで、この土地の転用については特に問題ないと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第33号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号5番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に出荷場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「農業用施設」を適用しております。

北は畑、西は道路、南は畑、東は畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○31番（坂梨）

12月6日に地元委員と各地区の委員さんと事務局とで現地を確認しましたところ、何ら問題がないように思われましたので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（江寄）

特に問題ないと考えております。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第33号、整理番号5番を原案どおり承認することに決定

いたします。

次に、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第34号について説明をしてください。

**○事務局（平野）**

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の11ページを御覧ください。整理番号31番について取下げがなされております。

議案書4ページを御覧ください。先ほどの取下げにより、周年契約は田31万5,970平方メートル、畑1万2,849平方メートル、計32万8,819平方メートルで、件数は79件、筆数は199筆となっております。

議案書5ページを御覧ください。期間借地は田7万167平方メートルで、件数は13件、筆数は23筆となっております。

内容につきましては、6ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書23ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが2件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま議案第34号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

**○15番（北原）**

4ページの利用権設定の合計の数字が、もらっておる資料と合うとったかね。私が聞き間違えていた。

**○事務局（平野）**

そうですね、もう一度申し上げますか。

**○15番（北原）**

はい。

**○事務局（平野）**

そしたら、4ページの合計の欄のところだけ申し上げます。田んぼが315,970です。畑が12,

849、計が328,819、件数が79件、貸し手が75件、借り手が46件、筆数が199筆となっております。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○15番（北原）

はい。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第34号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

非農地証明の交付についてです。1件の交付を行っております。令和5年11月24日に総務委員、地元委員及び事務局で確認を行っております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が26件出されております。内容については、自作が6件、所有権移転が1件、設定が18件、転用が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が2件出されております。内容については、自作が1件、設定が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

午後1時55分 閉会